

えっ、法律ってこうなの!? ネットワークのための法律入門

NT-Committee2 第3回北陸勉強会 2002/07/05

新潟大学法学部 須川賢洋
masahiro@sugawa.org

はじめに

- 間違われやすい法律の定義
 - ▶ 刑事訴訟と民事訴訟のちがい
 - ▶ 肖像権と著作権の混同 等々
 - これがサイバー関連の法律になるともっと混乱してしまう。

コンピュータ犯罪

- 1987(昭和62)年改正の刑法にて対応
 - ▶ その他、不正競争防止法、著作権法などでも一部定義

現行 刑法

- 第161条の2(電磁的記録不正作出及び供用)
 - ▶ 第161条(偽造私文書等行使)
- 第234条の2(電子計算機損壊等業務妨害)
 - ▶ 第234条(威力業務妨害)
- 第246条の2(電子計算機使用詐欺)
 - ▶ 第246条(詐欺)
- 第258条(公用文書等毀棄),第259条(私用文書等毀棄)
 - ▶ 電磁的記録も追加

不正アクセス禁止法(2000年)

- 不正アクセス行為の禁止
 - ▶ 1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
- ID・Passwordの外部提供の禁止
 - ▶ 30万円以下の罰金
- ポートスキャンは対象外
 - ▶ 犯罪の準備行為を取り締まることができない

日本法の問題点

- 情報そのものの窃盗に対しては処罰規定がない
 - ▶ 刑法の改正が必要
- ネットワークを利用しないコンソール上からの越権使用をどうするか？

intellectual property

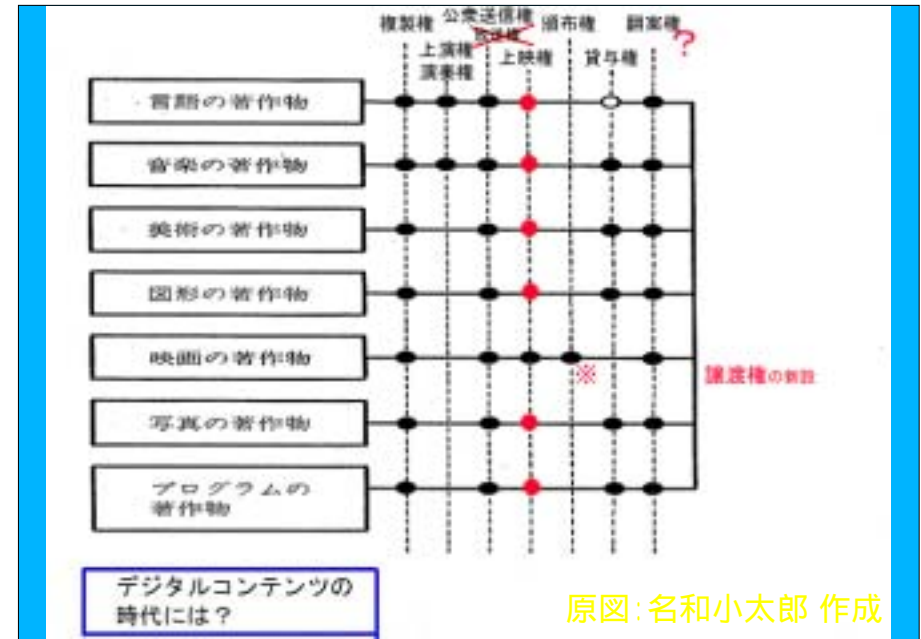
- 知的所有権 知的財産権 知的財産法制

表現とアイデア

- | | |
|----------|---------|
| ■ 表現 | ■ アイディア |
| ▶ 著作権で保護 | ▶ 特許で保護 |

著作権

- 著作権 = Author's Right
- 基本的に使えるのは、自身の作品だけ
- 対象となるのは、思想・感情を表現したものだけ
- 単なる「事実」や「数値」などは保護の対象外



最近の改正

- 公衆送信権・送信可能化権 1997年
- 技術的保護手段の回避の禁止 1999年

著作権で誤解されやすいところ

引用

- 引用には許可はらない
- ただしそれなりの条件はある
 - ▶ 正当性
 - ▶ 主従関係
 - ▶ 分量 など

教育目的の複製

- 可能なのは「複製」だけ
- できるのは先生だけ
- 作者の経済的利益を浸害しない範囲で
 - ▶ ドリル・ワークブックなどは不可

法人著作

- 法人の発意で開発したプログラムは法人に著作権が帰属する
 - ▶ 従業員ではない
 - ▶ 契約で定めれば別

データベースの著作権

- 第12条の2(データベースの著作物) データベースでその情報の選択又は体系的な構成によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。2 前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の作者の権利に影響を及ぼさない。
- すなわちデータベースの場合、情報の体系付け(シソーラスなど)に著作物性を認めている。

創作性のないDBの保護

- 今のDBは全文検索が中心 現行法が通用しない
- グヌーテラのような理屈で合法DBができたなら？

「額の汗」は保護されない

- 著作権法が保護するのはあくまで「思想・感情」のみ
- 「50音別電話帳」のようなものには保護は及ばない

ファクトデータベースの保護

- 単なるファクトデータからなるデータベースをどのように保護するか？
 - ▶ 経済統計
 - ▶ 気象統計など

東京地裁 平成13年5月25日 著作権訴訟 中間判決

- 自動車の性能情報等一覧データベースに関する判例
 - ▶ 翼システム 対 システムジャパン
 - ▶ 本判決は平成14年3月28日

表1 著作権法上の権利の権利の種類

権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の種類
著作権	複製権	複製権	複製権
	翻作権	翻作権	翻作権
	公衆送信権	公衆送信権	公衆送信権
	送信可能権	送信可能権	送信可能権
	貸与権	貸与権	貸与権
	譲渡権	譲渡権	譲渡権
	譲渡権	譲渡権	譲渡権
	譲渡権	譲渡権	譲渡権
	譲渡権	譲渡権	譲渡権
	譲渡権	譲渡権	譲渡権
著作隣接権	音盤製作者権	音盤製作者権	音盤製作者権
	演奏者権	演奏者権	演奏者権
	音響取録者権	音響取録者権	音響取録者権
	放送事業者権	放送事業者権	放送事業者権
	有線放送事業者権	有線放送事業者権	有線放送事業者権
	録音制作者権	録音制作者権	録音制作者権
	著作隣接権	著作隣接権	著作隣接権
	著作隣接権	著作隣接権	著作隣接権
	著作隣接権	著作隣接権	著作隣接権
	著作隣接権	著作隣接権	著作隣接権

判決内容

- 著作権による保護を否定
- 他の手段による保護を認定
 - ▶ 民法709条に基づく不法行為責任

著作権法的権利処理の限界

- 複製に対する課金から使用に対する課金へ
- Pay / Use の時代へ
 - ▶ (例) 音楽や映像のオン・デマンド配信

その他のサイバー法的問題

メールの検閲

- 会社が社員のメールを検閲することは許されるか？
 - ▶ 必ずしもプライバシーの侵害とは言えないだろう
 - ▶ チェックする旨を伝えておくべき

(参考)所持品検査の是非

- 西日本鉄道事件（最高裁第 昭和43・8・2判決）
 - ▶ 所持品検査を必要とする合理的理由に基づくこと
 - ▶ 一般的に妥当な方法と程度であること
 - ▶ 制度として従業員に対して画一的に実施されること
 - ▶ 就業規則その他の明示の根拠に基づいて行われるものであること

(by 高橋郁夫 弁護士)

PL (製造物責任) 法

- 情報機器も対象になる
- ソフトウェアも対象になる場合がある
- 輸入業者も製造業者と同様に扱われる

プロバイダー責任法

- 正確には「プロバイダー責任制限法」
- 「特定電気通信役務提供者」には掲示板管理者も含まれる
- (社)テレコムサービス協会にガイドラインあり
 - ▶ http://www.telesa.or.jp/01provider/index_provider.html

個人情報保護法(案)

- いろいろ騒がれていますが・・・
- 「個人情報」と「プライバシー」は本来、意味合いの異なるものであることに留意して下さい。

不正競争防止法

- 2002年改正 2条1項 [新] 12号
- 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

ちょっとだけCMタイム

情報ネットワーク法学会

- 7月27日(土) 設立大会
- <http://www.in-law.jp/>

情報ネットワーク法学会

ネットワーク・セキュリティワークショップ in 越後湯沢 2002

- テーマ:「eコミュニティとセキュリティ」
- 10月3日(木)～10月5日(土)
- <http://www.yuzawaonsen.gr.jp/conf/>

